解散公告

当社は、平成二十八年四月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
大阪府八尾市太田三丁目二三二番地
出雲軽金属株式会社
代表清算人　西野　裕

解散公告

当社は、平成二十八年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
大阪府東大阪市若草町六番六号
有限会社大電工業
清算人　大東　副彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
神戸市長田区神楽町二丁目三番一号
株式会社幸陽エンジニアリング
代表清算人　大崎　卓志

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
兵庫県尼崎市東本町一丁目七一番地の六
株式会社佐藤鉄工所
代表清算人　佐藤　公美

解散公告

当組合は、平成二十八年一月十六日開催の臨時総会の決議により平成二十八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
北九州市小倉北区西港町一二三番地の一
マルキタ直販株式会社
代表清算人　平安　良次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年二月二十六日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
東京都千代田区内神田二丁目二番一号鎌倉河岸ビル二階
医療法人社団隆光会
清算人　松本　隆正

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年五月十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
静岡県静岡市葵区宮前町二四番地
静岡県トラック運送厚生年金基金
代表清算人　大須賀正孝

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年五月九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
東京都江東区亀戸六丁目四一番二〇号機缶健保会館　ＪＳＫものづくり厚生年金基金
代表清算人　宇津野和俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月二十二日石川県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
石川県金沢市米泉町四丁目四四番一
医療法人社団高橋内科医院
清算人　高橋　由夏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十月十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
島根県松江市殿町三八五番地
宗教法人聞法寺
清算人　小西　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区本郷通一三丁目南二八番地、最後の住所札幌市白石区本郷通一三丁目南一番二二号　被相続人　亡　岡田　文江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
札幌市中央区大通西一一丁目四番地登記センタービル四階　ちくま法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹間　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市幸町一丁目一七番地一一、最後の住所山形県酒田市幸町一丁目三番一九号　被相続人　亡　池田　博信
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
山形県酒田市東泉町四丁目一二番地の八
相続財産管理人　藤井　正寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県相馬市原釜字北谷地一七番地六、最後の住所不明　被相続人　亡　鈴木　昇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年五月二十四日
福島県相馬市中村字桜ヶ丘五六―一　ＴＫウェルネス桜ヶ丘二〇二号　相馬ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平岡　路子